

別紙

諮問第997号、第998号

答 申

1 審査会の結論

「法人設立・設置届出書」を一部開示とした決定及び定款ほか1件を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「(1) 株式会社〇〇から提出された法人設立に係る届出書類（法人設立届出書等）及び異動等が生じた場合にはそれらの届出書類等一式（いずれも添付書類を含む。）、(2) 同社から提出された確定申告書、納付書等の納税関係書類一式」の開示請求に対し、東京都知事が平成27年12月18日付で行った一部開示決定及び非開示決定（以下これらの決定をあわせて「本件決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 異議申立書における主張

(ア) 一部開示決定及び非開示決定処分を取り消し、開示を求める。

(イ) 本件各決定で不開示の根拠規定とした条例7条1号、2号、3号、4号及び6号に該当するとの処分庁の主張にはいずれも理由がなく、条例の解釈適用を誤った違法な処分である。

イ 意見書における主張

(ア) 株式会社〇〇について

株式会社〇〇（以下「当該法人」という。）は、平成27年〇月〇日株主総会の決議により解散した（平成27年〇月〇日付け官報号外第〇号に解散公告が掲載されている。）。

なお、平成28年〇月〇日に清算終了し、同年〇月〇日に閉鎖の登記が行われている。

(イ) 「法人設立・設置届出書」のうち、法人電話番号、資本金等の額、従業者総数、市内従業者数、設立の形態、地方税の申告期限の延長の処分（承認）の有無、管理番号及び事務所等を有する区市町村に関するチェック欄について

資本金等の額については、〇〇税務署に提出された「法人設立・設置届出書」にも同様の記載があり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）により開示請求を行ったところ、資本金の額と同様「金30万円」である旨の記載があった。資本金の額は登記簿謄本等で明らかであり、情報公開法によって開示されている情報であることから、法人の事務活動情報（条例7条3号該当）とする諮問庁の主張は失当である。

管理番号については、「法人設立・設置届出書」の必須の記載事項ではなく、あくまで都税事務所において付番されたものであると思料されることから、法人の事務活動情報（条例7条3号該当）とする諮問庁の主張は失当である。

さらに、上記（ア）記載のとおり、これらはいずれも既に解散した法人の情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められない。

また、諮問庁は、当該部分について、都の行政運営情報（条例7条6号該当）である旨主張する。しかし、上記（ア）記載のとおり、既に解散した法人の情報であり、公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。条例7条6号は、諮問庁に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

したがって、都の行政運営情報（条例7条6号該当）とする諮問庁の主張は失

当との指摘は免れない。

(ウ)「法人設立・設置届出書」のうち、法人代表者の電話番号について

条例7条2号の個人情報に該当するため、諮問庁の主張を認める。

(エ)「法人設立・設置届出書」のうち、代表者印の印影について

上記(ア)記載の通り、既に解散した法人の情報であり、法人の事業活動情報(条例7条3号該当)及び犯罪の予防情報(条例7条4号該当)とする諮問庁の主張は失当であるとの指摘は免れない。

(オ)「法人設立・設置届出書」の添付書類(定款)について

上記(ア)記載の通り、既に解散した法人の情報であり、法人の事業活動情報(条例7条3号該当)とする諮問庁の主張は失当であるとの指摘は免れない。

また、定款には商号(法人名)、本店所在地、目的、発行可能株式総数などの登録簿謄本等で何人でも入手できる情報が記載されているが、本件非開示決定にあたって条例8条(一部開示)の検討が行われていない。条例8条1項の解釈適用を誤った違法な処分であることは明らかである。

さらに、過去に「損益計算書(自:2014年1月1日、至:2014年12月31日)」が当該法人のホームページに掲載(電子公告)されていたことを異議申立人において確認しており、さらに諮問庁が一部開示した当該法人の法人設立・設置届出書には「事業年度」が記載されており、1月1日から12月31日(12月期決算)であることが確認できるため、決算期等の法人課税事務に関する重要な事項が記載されていることにより都の行政運営情報(条例7条6号該当)とする諮問庁の主張は失当である。

また、上記(ア)記載の通り、既に解散した法人の情報であり、公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。また、条例7条6号は、諮問庁に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

したがって、都の行政運営情報(条例7条6号該当)とする諮問庁の主張は失当であるとの指摘は免れない。

(カ)法人事業税・法人都民税・地方法人特別税の確定申告書について

地方税法第22条は、地方税に係る事務に従事している者又は従事していた者に対し守秘義務を課しており、罰則の規定があるが、情報公開条例に基づき開示する場合は、秘密の漏えいに当たらず、当該職員が罰則を受けることはないため、法令秘情報（条例7条1号該当）とする諮問庁の主張は失当であるとの指摘は免れない。

さらに、上記（ア）記載の通り、既に解散した法人の情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められず、また、租税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、法人の事務活動情報（条例7条3号該当）及び都の行政運営情報（条例7条6号該当）とする諮問庁の主張は失当であるとの指摘は免れない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

（1）法人設立・設置届出書

ア 法人電話番号、資本金等の額、従業者総数、市内従業者数、設立の形態、地方税の申告期限の延長の処分（承認）の有無、管理番号、事務所等を有する区市町村に関するチェック欄

当該部分は、法人の税務・事業活動に関する内部管理情報であり、公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当することから、非開示とした。

また、当該部分は、法人事業税・法人住民税等の賦課徴収事務で用いられる情報であり、納税義務者は当該部分について公にされないとの信頼のもとに法人設立・設置届出書の記入を行っており、当該部分を公にすれば、申告納付制度の根幹にある納税義務者との信頼関係が崩壊し、今後法人が法人設立・設置届出書等への当該部分の記入を躊躇することが想定される。当該部分は登記簿謄本等その他の資料により行政が把握することはできず、当該部分の記載の不備について罰則は定められておらず、また当該部分の記載がないからといって、記載を行政側が強制することはできないものであり、このような状況下で当該部分の記入がなされなくなると、

租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となり、適正で公平な事務遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号にも該当することから、非開示とした。

イ 代表者電話番号

代表者電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当することから、また、法人事業税・法人住民税の賦課徴収事務で用いられる情報であり、公にすることにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例7条6号に該当することから、非開示とした。

ウ 代表者印の印影

代表者印の印影を公にすることにより、印影が偽造されるなど、当該法人の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当することから、また、公にすることで、偽造される等、当該法人の財産を脅かすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当することから、非開示とした。

(2) 法人設立・設置届出書の添付書類（定款）

定款には、法人の事業活動等に関する重要な情報が記載されており、公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当することから、非開示とした。

また、納税義務者は法人設立・設置届出書の添付書類について公にされないとの信頼のもとで定款の添付に応じており、添付された定款を公にすれば、申告納付制度の根幹にある納税義務者との信頼関係が崩壊し、今後法人が法人設立・設置届出書等への定款の添付を躊躇することが想定される。東京都都税条例施行規則（昭和25年都規則第126号。以下「都税条例施行規則」という。）により、法人設立・設置届出書に定款を添付しなければならないとされているとはいえ、添付がない場合も罰則が定められているわけではなく、行政側から強制的に定款を納税義務者から入手することはできず、また定款の記載内容のすべてを法人からの定款の提出以外の手段により行政が把握することはできない。このような状況下で定款の添付がなされなくなれば、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となり、適正で公平な事務遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号にも該当すること

から、非開示とした。

(3) 法人事業税・法人住民税・地方法人特別税の確定申告書

確定申告書における税額等の情報は、法人課税事務に関して知り得た法人の税務情報であり、地方税法第22条に規定する秘密に該当するため、条例7条1号に該当することから、また、税額等の確定申告書に記載された内容は、法人の内部管理情報に当たり、これを公にすることにより、法人の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当することから、さらに、確定申告書の内容は、法人事業税・法人住民税・地方法人特別税の賦課徴収事務で用いられる情報であり、公にすることにより、申告納付制度の根幹にある納税義務者との信頼関係が崩壊し、今後、納税義務者等が申告書を提出しなくなるおそれがあり、租税の賦課もしくは徴収に係る事務の適正で公平な遂行に重大な支障をきたすため、条例7条6号に該当することから、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 3月23日	諮問 (第997号及び第998号)
平成28年 4月20日	新規概要説明(第168回第一部会)
平成28年 9月13日	審議(第172回第一部会)
平成28年10月12日	実施機関から理由説明書を收受 (第997号及び第998号)
平成28年10月25日	審議及び実施機関から説明聴取 (第173回第一部会)

平成28年11月10日	異議申立人より意見書收受 (第997号及び第998号)
平成28年11月16日	審議(第174回第一部会)
平成28年12月21日	審議(第175回第一部会)
平成29年1月25日	審議(第176回第一部会)
平成29年2月28日	審議(第177回第一部会)
平成29年5月31日	審議(第178回第一部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第997号及び諮問第998号については、異議申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 法人都民税等の申告納付制度について

東京都都税条例(昭和25年都条例第56号)26条では、法人が事業を開始したときの申告義務について、「事業税の納税事業者は、事業を開始し、又は事務所若しくは事業所を設けた場合においては、その事業を開始し、又は事務所若しくは事業所を設けた日から15日以内に次に掲げる事項を知事に申告しなければならない。」と規定している。

法人都民税は、一般には「法人住民税」といわれるもので、地方税法(昭和25年法律第226号)734条に規定され、都内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等に対して課される税である。

法人事業税は、地方税法 72 条の 2 に規定され、株式会社等の法人が行う事業並びに公益法人及び人格のない社団等が行う収益事業に対して、事務所又は事業所の所在する各都道府県において課される税である。

地方法人特別税は、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 20 年法律第 25 号）に規定され、地方税収の偏在及び地方間の財政力格差の是正を図る目的で創設されたもので、法人事業税の納税義務者である法人に課される税である。

地方税法 1 条 1 項 8 号では、「申告納付」とは「納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう」と規定しており、この申告納付制度では、納税者が課税標準及び税額を計算して実施機関に提出すると、その申告した税額について納税義務が確定することとなる。上記の法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税（以下これらを合わせて「法人住民税等」という。）は、いずれも申告納付制度によりその税額が確定し、納税者である法人等が納付義務を課される地方税である。

ウ 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る開示請求は、「(1) 株式会社〇〇から提出された法人設立に係る届出書類（法人設立届出書等）及び異動等が生じた場合にはそれらの届出書類等一式（いずれも添付書類を含む。）、(2) 同社から提出された確定申告書、納付書等の納税関係書類一式」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げるとおり、当該法人から提出された「法人設立・設置届出書」（以下「本件対象公文書 1」という。）については、条例 7 条 2 号、3 号、4 号及び 6 号に該当するとして一部開示決定を行い、当該法人から提出された定款（以下「本件対象公文書 2」という。）については、条例 7 条 3 号及び 6 号に該当するとして、並びに当該法人から提出された法人住民税等の確定申告書（以下「本件対象公文書 3」という。）については、同条 1 号、3 号及び 6 号に該当するとしてそれぞれ非開示決定を行った。

なお、異動届出書及び添付書類については、実施機関は不存在による非開示決定を行ったが、本件異議申立ての対象から除外されている。

エ 条例の定めについて

条例7条1号は、「法令及び条例…の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関…の指示等により、公にすることができないと認められる情報」を非開示情報と規定している。

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維

持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件対象公文書1における本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について

本件対象公文書1は、都税条例施行規則別記第32号様式(乙その1)により、当該法人から提出されたものである。

審査会が本件対象公文書1を見分したところ、本件非開示情報1には当該法人に係る電話番号、資本金等の額、従業者総数、市内従業者数、設立の形態、地方税の申告期限の延長の処分(承認)の有無及び事務所等を有する区市町村に関するチェック欄、本件非開示情報2には当該法人の代表者の携帯電話の電話番号、本件非開示情報3には当該法人代表者印の印影、本件非開示情報4には実施機関が記載した管理番号がそれぞれ記載されていることが確認できた。

実施機関の説明によれば、一般的に納税者である都民及び法人は、本件対象公文書1に記載された情報のような実施機関が租税の賦課徴収事務において知り得た情報については、他者に明かされることがないという前提で実施機関に提供を行っているものと解されるため、別表に掲げる本件非開示情報1及び2を公にすることにより、都民及び法人が自身の情報について租税の賦課徴収事務以外の用途によって公になることを危惧し、実施機関へ情報提供を行うことについて消極的になり、任意による情報収集が困難になることが想定され、実施機関の租税の賦課徴収事務に支障が生ずるおそれがあるとのことである。また、別表に掲げる本件非開示情報3については、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条4号に該当するため非開示にしたとのことである。さらに、別表に掲げる本件非開示情報4である管理番号については、法人ごとに付番するもので、申告や納付などの各種手続を通して使用し、各法人に係る情報の特定・確認を確実かつ迅速に行っているとのことである。また、管理番

号は該当する法人にのみ通知し、法人からの課税状況及び納税状況に関する電話による問合せや相談などについては、この管理番号を電話口で確認することにより対応を行うこととしており、事務事業上秘匿性の高い情報であるとのことである。

審査会が検討したところ、実施機関の説明するような税務情報の秘匿性に対する認識や期待感を個人や法人が有した状況下では、実施機関が個人や法人から提出された情報で公になっていないものを開示することにより、納税者である都民や法人が積極的に情報の提供を行うことをためらうこととなり、十分な情報収集が困難になるという実施機関の主張は否定できないところである。

よって、本件非開示情報1、2及び4は条例7条6号に該当し、同条2号及び3号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

また、本件非開示情報3は、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められるため、条例7条4号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

カ 本件対象公文書2の非開示妥当性について

本件対象公文書2は、本件対象公文書1の添付書類として提出された当該法人の定款である。

異議申立人は意見書で、定款には商号、本店所在地、目的、発行株式総数など登記簿謄本に記載されている情報があるため、本件対象公文書2について、条例8条1項に規定する一部開示について検討すべきであり、条例の解釈適用を誤った違法な処分であると主張する。

審査会がこの点について検討すると、株式会社の定款は、目的、商号、発行株式総数等、その組織・経営活動に関する基本事項を定めたものであり、上場会社等のものを除き、その閲覧は会社法（平成17年法律第86号）31条2項により株主及び会社の債権者に限定されており、商業登記法（昭和38年法律第125号）11条の2によっても、登記簿の附属書類の閲覧は利害関係を有する者に限られていることから、一般の者は閲覧することができない。

したがって、定款は一般的に公表されている情報とは認められず、公にすることにより、都民や法人が有する実施機関に対する税務情報の秘匿性についての信頼が損なわれ、納税者である都民や法人からの積極的な情報提供に応じてもらえなくな

るという実施機関の主張については、相当の合理性を有するものと認められる。

よって、本件対象公文書2は条例7条6号に該当し、同条3号を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

また、本件対象公文書2は全体として同条6号に該当すると判断したものであるから、条例8条1項による一部開示を行うことはできない。

キ 本件対象公文書3の非開示妥当性について

本件対象公文書3は、当該法人の提出した平成25年分及び平成26年分の法人事業税、法人住民税及び地方法人特別税の確定申告書である。

実施機関の説明によれば、確定申告については、納税者である法人が納付すべき税額を正確に計算し、自主的に申告する手続を行い、税額を納付するものであることから、申告に際しては、実施機関の情報秘匿性に対する信頼が不可欠であるとのことである。

また、申告納付制度では、法人住民税等で徴収すべき税の大部分は法人からの申告に基づく納付によるものであるとのことであり、仮に法人からの申告が誤っていたり申告がなされなかった場合、実施機関により更正及び決定が行われることとなるが、これは補完的に行われる手続であって、あくまでも納税者の申告行為を主とする制度であるとのことである。さらに、申告による納付の場合と比較して、更正及び決定による事務量は多大であり、実施機関では本申告納付制度の円滑な実施により大幅な事務軽減が図られており、納税者の自主的な申告の担保は、円滑な制度運用の維持に不可欠であると説明する。

審査会が本件対象公文書3を見分したところ、法人住民税等の額及び当該法人の課税所得計算に係る情報等が記載されており、当該法人の財務状況、経営状況及び税務に関する方針を具体的かつ詳細に示すものであることが確認できた。

したがって、本件対象公文書3は、公にすることにより納税者からの信頼を基礎として運営される本申告納付制度の円滑な実施に支障を来し、実施機関の行う法人住民税等の賦課徴収事務について支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明には相当の合理性が認められるため、条例7条6号に該当し、同条1号及び同条3号該当性を論ずるまでもなく、非開示が妥当である。

なお、異議申立人は、意見書において、「当該法人は、平成 27 年〇月〇日株主総会の決議により解散した。（平成 27 年〇月〇日付の官報に解散公告が掲載されている。）」として、既に解散した法人の情報であることから、本件決定において本件非開示情報 1 から 4 までを非開示とした実施機関の各判断は認められないと主張するが、本件対象公文書 1 のうち別表に掲げる本件非開示情報 1、2 及び 4 並びに本件対象公文書 2 及び 3 については、公にすることにより、納税者である都民もしくは法人からの信頼を失う可能性が認められ、実施機関の租税賦課徴収事務に支障が生じるおそれがあることから条例 7 条 6 号に該当し、本件対象公文書 1 のうち別表に掲げる本件非開示情報 3 については、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められるため条例 7 条 4 号に該当し、それぞれ非開示が妥当としたものであり、当該法人の解散の有無が上記判断に影響を及ぼすものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

【別表】

本件 対象 公文書	本件 非開示 情報	非開示とした部分	非開示とした 根拠規定	諮問番号
1	1	法人電話番号、資本金等の額、従業者総数、市内従業者数、設立の形態、地方税の申告期限の延長の処分（承認）の有無、事務所等を有する区市町村に関するチェック欄	条例7条3号 及び6号	第997号
	2	代表者電話番号（携帯電話）	条例7条2号 及び6号	
	3	代表者印印影	条例7条3号 及び4号	
	4	管理番号	条例7条3号 及び6号	
2	法人設立・設置届出書の添付書類（定款）		条例7条3号 及び6号	第998号
3	法人事業税・法人住民税・地方法人特別税の確定申告書		条例7条1号、3号及び6号	